

令和7年度後期高齢者医療保険料について

保険料率(年額)

区分	令和7年度 保険料率
被保険者均等割額	48,604円
所得割率 ※	9.56%
年間保険料上限額	80万円

※「所得割額」の計算方法・・・総所得金額等から基礎控除の43万円を差し引いた金額×上記の割合

年間保険料

=

均等割額

48,604円

+

所得割額

(総所得金額等-43万円) × 9.56%

※1

※2

※3

- ※1 年間保険料の上限は80万円です。
【R6賦課限度額の激変緩和措置は終了】
一部激変緩和対象者 R6 73万円上限 → 全被保険者対象 R7 80万円上限
- ※2 世帯の所得に応じた軽減制度等があります。
- ※3 総所得金額等は公的年金所得、給与所得、事業所得、山林所得、その他所得、分離所得の合計です。
【R6所得割の激変緩和措置は終了】
一部激変緩和対象者 R6 所得割率 8.84% → 全被保険者対象 R7 9.56%

■均等割額が軽減される場合

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額) ※4	令和7年度 均等割額の 軽減割合
43万円 +10万円×(年金・給与所得者の数-1) 以下 ※5	7割
43万円 + (30万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(年金・給与所得者の数-1) 以下 ※5	5割
43万円+ (56万円×世帯の被保険者数) +10万円×(年金・給与所得者の数-1) 以下 ※5	2割

- ※4 65歳以上の公的年金の受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で15万円を控除します。また、事業所得等の専従者控除および譲渡所得の特別控除等の税法上の規定は適用されません。
- ※5 年金・給与所得者の数は、令和6年中の給与収入が55万円を超える方、または公的年金等収入が65歳未満で60万円、65歳以上で125万円を超える方に該当する世帯主および世帯の被保険者の人数です。

後期高齢者医療制度に加入する前日に 職場の健康保険等の被扶養者であった人への軽減
所得割・・・負担なし(かかりません) 均等割・・・制度加入後2年間は5割軽減

■2割負担者への配慮措置終了について

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方（3割負担を除く）について、医療費窓口負担割合が2割となりました。2割負担の方については、医療費の急激な負担増を抑え、必要な受診の抑制を招かないようにするため、施行後3年間、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置が設けられておりましたが、令和7年9月30日で措置期間終了となります。